

**認証基準（学校教育法等）と申請内容との対比表
 （一般社団法人専門職高等教育質保証機構）**

| 認証の基準 | | 申請者の申請内容 |
|--|--|---|
| 基準 | 基準に係る細目 <small>（令和2年4月1日施行改正細目省令版）</small> | |
| 1. 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。 （学教法第110条第2項第1号） | （1）大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。（細目省令第1条第1項第1号） | 資料（「評価基準と専門職大学院設置基準等との対比表」）のとおり。 |
| | （2）大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。 （細目省令第1条第1項第2号） | 評価の基本的方針の一つとして、「大学院の個性の伸長に資する評価」を掲げている（添付資料6-1 評価基準要綱、p.1）。そこでは、評価の実施にあたって、教育実践大学院の個性や特徴が十分発揮できるよう、大学院が有する「目的」を踏まえて行われることが重要であり、8つの基準および基準ごとの基本的な観点の多くは、大学院が自ら定めた「目的」を踏まえつつ評価が行われることを前提として、それが可能となるような構成・内容に留意している。 |
| | （3）大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。 （細目省令第1条第1項第3号） | 評価基準については、「評価基準等の変更手続き」を定め（添付資料6-1 評価基準要綱、p.12）、評価を受けた大学院や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜基準等の改善を図り、開放的に進化する評価システムの構築に努めることとしている。また、評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保しつつ、教育実践大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審議し、決定することを明示している。 教育実践大学院評価基準についても、当機構ホームページに案を公開し、その上で令和2年8月28日からおよそ1か月の間パブリックコメントを求め、その内容も踏まえて評価基準を策定した（添付資料11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応）。 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(4) 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。 (細目省令第1条第1項第4号)</p> | <p>評価は、書面調査および訪問調査（実地調査）により実施することを定めている（添付資料6-1 評価基準要綱、p.10～11）。そこでは、書面調査において『評価実施手引書』（添付資料6-3）に沿って、大学院から提出された自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）および機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行うこと、また、訪問調査は、『評価実施手引書』（添付資料6-3）に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施することをいい、これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）をとりまとめることを明示している。</p> |
| | <p>(5) 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 (細目省令第1条第1項第5号)</p> | <p>「追評価」に関する規定を定め（添付資料6-1 評価基準要綱、p.12）、評価基準を満たしていないと判断された場合に、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることが可能であり、この追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として評価基準を満たしているものと認め、その旨公表することを明示している。</p> |
| | <p>(6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。 ①教員組織に関すること、②教育課程に関すること（教育課程連携協議会に関することを含む。）③施設及び設備に関すること、④学修の成果（進路に関することを含む。）⑤その他教育研究活動等に関すること (細目省令第1条第3項第1号)</p> <p>① 教員組織に関すること</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>② 教育課程に関すること（教育課程連携協議会に関することを含む。）</p> | <p>添付資料6-1 評価基準要綱、p.5,6「基準4 教職員組織等」参照</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>添付資料6-1 評価基準要綱、p.3,4「基準2 教育課程」参照</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>③ 施設及び設備に関すること</p> | <p>添付資料6-1 評価基準要綱、p.6「基準5 学修環境」参照</p> |
| | <p>④ 学修の成果（進路に関することを含む。）</p> | <p>添付資料6-1 評価基準要綱、p.5「基準3 学修成果」参照</p> |
| | <p>⑤ その他教育研究活動等に関すること</p> | <p>全体として下記のとおり基準が構成されており、細目省令が求める「その他教育研究活動等に関すること」についても評価できることを明示している。</p> <p>基準1 目的および入学者選抜 基準2 教育課程 基準3 学修成果 基準4 教職員組織等 基準5 学修環境 基準6 教育の内部質保証システム 基準7 財務基盤および管理運営 基準8 教育情報等の公表</p> |
| | <p>(7) 評価方法に、関連職業団体関係者等（※）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。 （細目省令第1条第3項第2号）</p> <p>（※）当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> | <p>「評価の実施体制」（添付資料6-1 評価基準要綱、p.10）として、教育実践大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される評価委員会を設置することを明示している。</p> |
| | <p>(8) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。 （細目省令第1条第3項第3号）</p> | <p>「評価基準等の変更手続き」（添付資料6-1 評価基準要綱、p.12）を定め、評価を受けた大学院や、評価を行った評価担当者、当該専門分野の関係者その他の関係者の意見を踏まえて、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めることを明示している。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>2. 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。 (学教法第110条第2項第2号)</p> | <p>(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学院の評価)にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。 (細目省令第2条第1号)</p> | <p>「実施体制」(添付資料6-1 評価基準要綱、p.10)として、教育実践大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される評価委員会を設置することを明示している。</p> <p>教育実践大学院評価は、教育分野における評価であり、そこでは、高等学校の関係者や(教育分野の)民間企業等の関係者は、「当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者」に相当する。</p> |
| | <p>(2) 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第2号)</p> | <p>「実施体制 — 認証評価委員会の役割」(添付資料6-3 評価実施手引書、p.1)の中で、評価の公正さを担保するために、評価委員会委員は、自己の関係する大学院の評価には参画できないことを明示している。</p> |
| | <p>(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。 (細目省令第2条第3号)</p> | <p>「実施体制」(添付資料6-1 評価基準要綱、p.10)の中で、評価をより実効性の高いものとするために、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があることを示し、このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施することとしている。</p> |
| | <p>(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。 (細目省令第2条第4号)</p> | <p>当機構では「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第2条第4号」にしたがい、実施する分野別認証評価のそれぞれについて自己点検・評価実施要綱を定め、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況に関する点検・評価を実施することとしている。</p> <p>https://qaphe.com/organization/orginfo/</p> <p>直近では、平成30年度において、専門職大学院認証評価(ビューティビジネス分野)に関する自己点検・評価(大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況についての点検・評価)を実施し、その結果を公表した。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | https://qaphe.com/wp/wp-content/uploads/self-inspectionreport20180930.pdf |
| | (5) 法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。 （細目省令第2条第4号） | 当機構は学校教育法第109条第3項に定められた専門職大学院認証評価について、それぞれの分野別評価について、評価の実施体制や評価手続き等を定めた固有の規程を有しており、それらの規程に則って、それぞれの認証評価業務を適切に実施する体制を整えている（添付資料6-1 評価基準要綱、p.10）。 |
| | (6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第109条第2項の認証評価（大学等の評価）の業務及び同条第3項（専門職大学院等の評価）の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。（細目省令第2条第6号） | 経理規程第5条（添付資料12 認証評価に関する諸規則）において、定款第4条第1号に掲げる第三者評価事業及びそれに付帯又は関連する事業に係る経理とそれ以外の事業に係る経理を区分して整理するものとするを明示している。 |
| 3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。 （学教法第110条第2項第3号） | | 「実施内容および方法」（添付資料6-1 評価基準要綱、p.11）において、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、意見の申立てがあつた場合に、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定することを明示している。また、意見の申立てのうち、「基準を満たしていない」との判断に対する意見の申立てがあつた場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設けて審議を行い、その議をふまえて、評価委員会において最終的な決定を行うこととしている。 |
| 4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。 （学教法第110条第2項第4号） | | 負債が資産を上回っていない（添付書類3 今後5年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表）。現時点で対象校は1校であり、評価手数料で本認証評価に係る直接的な経費を賄うことが可能であり、かつ、間接的な経費を賄うことを可能とする余裕資金をもっている。 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。(学教法第110条第2項第5号)</p> | | <p>非該当。</p> |
| <p>6. その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。 (学教法第110条第2項第6号)</p> | <p>(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項(①名称及び事務所の所在地、②役員の氏名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に係る手数料の額)を公表することとしていること。 (細目省令第3条第1項第1号)</p> | <p>「V情報公開」(添付資料6-1 評価基準要綱、P12)において、学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供としている。①～⑧はすべて、当機構Webページに公表されている。 https://gaphe.com/</p> |
| <p>(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。 (細目省令第3条第1項第2号)</p> | <p>評価スケジュールにおいて、認証評価を希望する大学院による申請の受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールを、自己評価実施要項(添付資料6-2、p.12)及び評価実施手引書(添付資料6-3、p.13)に明確に定めている。</p> | |
| <p>(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。 (細目省令第3条第1項第3号)</p> | <p>ビューティビジネス分野の専門職大学院認証評価機関としての実績を積み重ねている(添付資料4 認証評価の業務の実施状況)。</p> | |
| <p>(4) 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院等を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院等の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしている。 (細目省令第3条第2項)</p> | <p>教育課程または教員組織の変更報告(添付資料6-2 自己評価実施要項、p.4)のとして、文部科学省令〔文部科学省令第七号(平成十六年三月十二日)第三条第二項にしたがい、次の認証評価を受ける前に、教育課程または教員組織に重要な変更があった場合には、この状況を当機構に報告することを求めている。</p> | |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 7. 評価結果 (学教法第110条第4項) | 評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条) | 「評価結果の公表」(添付資料6-1 評価基準要綱、p.11)の中で、評価結果である評価報告書の印刷物としての刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表することを明示している。 |
|--------------------------|---|---|